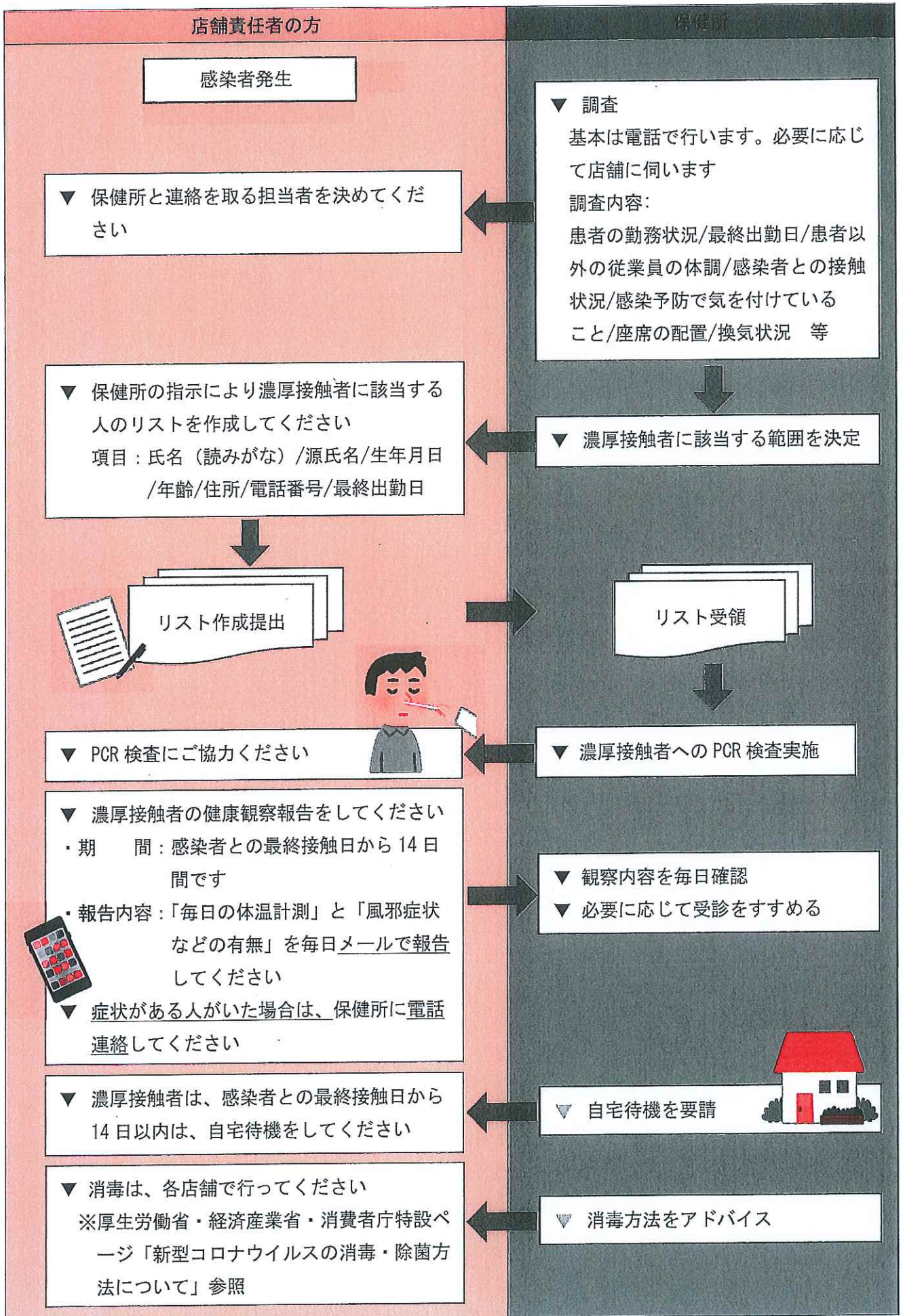


新型コロナウイルス感染症発生時の対応【接待を伴う飲食店版】



【よくある質問】

Q1 患者が発生した場合、店舗を閉鎖しなければならないのですか。

A 保健所から、店舗の閉鎖をお願いすることがあります。店舗を閉鎖するかどうかは、店舗管理者の判断になります。

Q2 患者が発生したことを公表しなければならないですか。

A 保健所から店舗等に対して、情報を公開するように指示することはありません。店舗が独自の判断により公表する場合は、個人情報の保護や人権上の配慮に十分にご留意ください。また、公表に伴う周辺地域への影響にもご配慮ください。なお、集団（クラスター）感染の拡大防止のため、店舗名の公表等に御協力をお願いすることがあります。

Q3 患者が発生したことはどのように公表されますか。

A 公表は大阪府が取りまとめて行っています。公表内容は居住地、年代、性別等です。感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするためには、発生状況等に関する情報を公開する必要があります。なお、情報の公開にあたっては、感染者等に対して不当な差別や偏見が生じないように個人情報の保護には留意して行います。

Q4 同じ建物の別の階や同じフロアの店舗にも知らせなければなりませんか。

A 保健所として必要があると判断した場合はご連絡しますが、濃厚接触者がその店舗になれば知らせる必要はありません。

Q5 調査の際、保健所の職員は防護服を着てくるのですか。

A 調査は普通の服装で伺い、マスク着用の上複数人で行います。

Q6 周りの人への感染させる可能性はいつからありますか。

A 発熱や咳などの呼吸器症状が出た日の2日前から周りへ感染させる可能性があります。

Q7 新型コロナウイルス感染症でないことを証明するために検査をすることはできますか。

A 検査は発熱や呼吸器症状等がある方や感染者の濃厚接触者等に行います。かかっていないことの証明のために検査をすることはできません。

Q8 濃厚接触者と同居している人はどうすればいいですか。

A 濃厚接触者と接する際はマスクの着用やこまめな手洗い等をお願いします。濃厚接触者の食器や衣類は通常通りに洗えます。その他、厚生労働省「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(出典：厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html) をご参照ください。